

四日市市告示第422号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年四日市市告示第8号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月3日

四日市市長 森 智 広

1 届出者

四日市市波木町自治会

代表者の氏名 矢田 昭人

代表者の住所 四日市市波木町1278番地2

2 変更事項

規約第3条に定める区域の変更

四日市市波木町字板井橋の全ての地番、波木町字神楽田の全ての地番、波木町字加登美の全ての地番、波木町字小野の全ての地番、波木町字小広の全ての地番、波木町字坂向の全ての地番、波木町字城六野の一部（小林町自治会加入者）を除く地番、波木町字高城の全ての地番、波木町字谷口の全ての地番、波木町字辻ノ下の全ての地番、波木町字長坂の全ての地番、波木町字西浦の全ての地番、波木町字西亀ヶ谷の一部（波木町第三自治会加入者）を除く地番、波木町字西山の全ての地番、波木町字野僧谷の全ての地番、波木町字登里の全ての地番、波木町字東亀ヶ谷の一部（波木町第二自治会加入者及び波木町第三自治会加入者）を除く地番、波木町字広瀬谷の一部（波木町第三自治会加入者及び波木が丘自治会加入者）を除く地番、波木町字満足谷の全ての地番、波木町字溝野の全ての地番、波木町字宮山の一部（貝家町自治会加入者）を除く地番

3 変更の年月日

令和2年7月1日

4 変更の理由

本自治会の運営の実情に合わせるため

（市民文化部市民生活課）